

様式第3号-2 (第1面)

キャリア形成支援制度に関する計画書

1 キャリアコンサルティングの担当者の人数

	計	うち社内の者	うち社外の者	うち派遣元責任者との兼任状況	キャリアコンサルティングに関する具体的な職務経験又はその有する知見
計	1	1		1	(具体的に記載すること)
キャリアコンサルタント	0	0		—	
上記以外の担当者	1	1		—	5年間の人事経験あり
営業職				—	
その他	1	1		—	5年間の人事経験あり

2 キャリアコンサルティング窓口

窓口の開設方法	キャリアコンサルティングを行う場所	備考
1 事務所内に設置・2 電話での相談窓口の設置・3 e-mailでの専用窓口の設置・4 専用WEBサイトの設置・5 その他	1 社内(本社、支社等を含む)の特定の場所・2 社内の不特定の場所・3 派遣先の特定の場所・4 派遣先の不特定の場所・5 社外・6 その他	
1	1	

3 キャリアコンサルティングに関するマニュアル等の有無

1 有	2 無
-----	-----

4 キャリアアップに資する教育訓練 (電気工事施工管理)

	キャリアアップ措置の種別（1 入職時等基礎的訓練、2 職能別訓練、3 職種転換訓練、4 階層別訓練、5 その他の教育訓練）	対象となる派遣労働者の種別（1 雇入時・2 派遣中・3 待機中・4 入社〇年目（階層別訓練の場合のみ選択のこと）・5 その他）	1人当たり年間平均実施時間				訓練の方法の別 1 OJT ・ 2 OFF-JT	訓練費負担の別 1 無償（実費負担なし）・ 2 無償（実費負担あり）・ 3 有償	賃金支給の別 1 有給（無給部分なし）・ 2 有給（無給部分あり）・ 3 無給		
			具体的な教育訓練	具体的な対象労働者	人数	1年目				2年目	3年目
①	1	新規採用者訓練	1	初めて派遣する労働者	1	1			2	1	1
②	2	低圧電気取扱者特別教育	2	電気工事に従事する全派遣労働者	1	8			2	1	1
③	2	高所作業車運転技能講習	2	電気工事に従事する全派遣労働者	1		14		2	1	1
④	2	2級電気施工管理技士	2	電気工事に従事する全派遣労働者	1			20	2	1	1
⑤	2	1級電気施工管理技士	2	電気工事に従事し受験資格がある派遣労働者	1			24	2	1	1
⑥	2	第1種電気工事士	2	電気工事に従事し受験資格がある派遣労働者	1			23	2	1	1
⑦	4	職長・安全責任者教育	4	4年目以降の派遣労働者	1			14	2	1	1
⑧											
1人当たりの平均実施予定時間の合計（「訓練費負担の別」が「1 無償（実費負担なし）」であり、「賃金支給の別」が「1 有給（無給部分なし）」であるもののみ合計可。）						9	14	20	61		
「キャリアアップに資する教育訓練」実施にあたって支払う賃金額（1人1時間当たり平均）										2,000	
備考											

※ 1人当たりの平均実施予定時間が、年間概ね8時間に満たない場合、備考欄にその具体的な理由を記載すること

5 上記教育訓練が、キャリアアップに資すると考える理由

段階を踏んだ外部教育訓練機関受講によってヒューマンスキルおよびテクニカルスキル両面の能力を高めて貰うことができる。

無期雇用派遣労働者への中長期的なキャリア形成を考慮に入れた教育訓練の実施	① 有 2 無	備考
--------------------------------------	---------	----

7 上記6の実施にあたってどのようなことを考慮しているのかを具体的に記載すること

資格取得を通じてスペシャリスト育成を促すことにより、各人の中長期的なキャリアアップに繋げられること

8 派遣労働者のキャリアアップ措置に係る教育訓練に用いる施設、設備等の概要

事務所：机1台、椅子4脚、丸椅子5脚、ホワイトボード 及び 外部訓練機関

※ 様式第3号の8欄と異なる場合のみ記載すること

9 教育訓練等の情報を管理した資料の保存期間が労働契約終了後3年以上あること	① 有 2 無
--	---------

10 備考

※労働局記載欄

キャリアアップに資する教育訓練（整理用シート）

派遣業務内容	電気工事 施工管理業務
派遣業務の具体的内容	施設内の電気設備工事に伴う施工管理業務 (安全・品質・工程管理含む)

	入職時～1年目	2年目	3年目	4年目以降
(1)必要とされる共通のキャリアパス（求める人材要件）	各現場のルールを把握し作業員に周知連絡が出来る。 作業着手前に正確な手順で作業環境を整える事が出来る。	基本的な電気回路を理解して図面化（CAD化）する事が出来る。	小規模施設現場において ・安全対策の計画 ・品質の管理 ・他業種との工程調整 が出来る事。 （安全・品質・工程管理）	大規模施設（諸官庁含む）現場において ・安全対策の計画 ・品質の管理 ・他業種との工程調整 が出来る事。 （安全・品質・工程管理）
(2)(1)に必要なスキル、資質等	低圧電気取扱者の知識習得 酸素欠乏危険作業主任者の知識習得	第2種電気工事士のレベル 高所作業車運転技能の知識習得	2級電気施工管理技士のレベル	1級電気施工管理技士のレベル 第1種電気工事士のレベル
(3)教育訓練内容 （上段：様式3号－2具体的な教育訓練、中段：上段の内容のわかる事項、下段：訓練計画時間）	① 新規採用者訓練			
	各現場のルールの把握および作業環境の正確な理解			
	1時間			
	② 低圧電気取扱者 特別教育	③ 高所作業車運転 技能講習	④ 2級電気施工管理技士の講習	⑤ 1級電気施工管理技士の講習
	低圧開閉器停電操作の手順	高所作業車運転技能の知識習得	小規模施設の現場管理の技能習得	大規模施設の現場管理の技能習得
	8時間	14時間	20時間	24時間
				⑥ 第1種電気工事士の講習
				高圧電気設備回路の技能習得
				23時間
				⑦ 職長・安全責任者教育
				作業方法の決定や指導を行うための教育
				14時間
(4)期待される教育訓練の効果／到達すべき知識／技量レベル／キャリアアップにつながる理由	低圧電気取扱者特別講習や酸素欠乏作業主任者技能講習を受講し資格取得する事により、作業着手前手順を理解し、また、危険作業を把握し安全対策を事前に予知能力を習得出来る。	第2種電気工事士の講習を受講する事により、低圧電気回路を理解し、電気配線図等の図面化（CAD化）する能力習得が可能となり、また、第2種電気工事士資格取得出来る。	2級電気施工管理技士の講習を受講する事により、小規模施設での安全・品質・工程管理の能力習得が可能となり、また、2級電気施工管理技士資格取得いつながる。	第1種電気工事士の講習を受講する事により、高圧電気回路を理解し、電気配線図等の図面化（CAD化）する能力習得が可能となる。1級電気施工管理技士の講習を受講する事により、大規模施設での安全・品質・工程管理の能力習得が可能となり、また、1級電気施工管理技士資格取得いつながる。

様式第3号-2 (第1面)

キャリア形成支援制度に関する計画書

1 キャリアコンサルティングの担当者の人数

	計	うち社内の者	うち社外の者	うち派遣元責任者との兼任状況	キャリアコンサルティングに関する具体的な職務経験又はその有する知見
計	1	1		1	(具体的に記載すること)
キャリアコンサルタント	0	0		—	
上記以外の担当者	1	1		—	5年間の人事経験あり
営業職				—	
その他	1	1		—	5年間の人事経験あり

2 キャリアコンサルティング窓口

窓口の開設方法	キャリアコンサルティングを行う場所	備考
1 事務所に設置・2 電話での相談窓口の設置・3 e-mailでの専用窓口の設置・4 専用WEBサイトの設置・5 その他	1 社内(本社、支社等を含む)の特定の場所・2 社内の不特定の場所・3 派遣先の特定の場所・4 派遣先の不特定の場所・5 社外・6 その他	
1	1	

3 キャリアコンサルティングに関するマニュアル等の有無

1 有	2 無
-----	-----

4 キャリアアップに資する教育訓練 (電気工事施工管理)

キャリアアップ措置の種別（1 入職時等基礎的訓練、2 職能別訓練、3 職種転換訓練、4 階層別訓練、5 その他の教育訓練）			対象となる派遣労働者の種別（1 雇入時・2 派遣中・3 待機中・4 入社〇年目（階層別訓練の場合のみ選択のこと）・5 その他）		1人当たり年間平均実施時間				訓練の方法の別 1 OJT ・ 2 OFF-JT		訓練費負担の別 1 無償（実費負担なし）・ 2 無償（実費負担あり）・ 3 有償		賃金支給の別 1 有給（無給部分なし）・ 2 有給（無給部分あり）・ 3 無給	
		具体的な教育訓練		具体的な対象労働者	人数	1年目	2年目	3年目	4年目以降					
①	1	新規採用者訓練	1	初めて派遣する労働者	1	1				2	1		1	
②	2	酸素切望危険作業主任者技能講習	2	管工事に従事する全派遣労働者	1	16				2	1		1	
③	2	高所作業車運転技能講習	2	管工事に従事する全派遣労働者	1		14			2	1		1	
④	2	2級管施工管理技士	2	管工事に従事する全派遣労働者	1			23		2	1		1	
⑤	2	1級管施工管理技士	2	管工事に従事し受検資格がある派遣労働者	1				27	2	1		1	
⑥	4	職長・安全責任者教育	4	4年目以降の派遣労働者	1				14	2	1		1	
⑦														
⑧														
1人当たりの平均実施予定時間の合計（「訓練費負担の別」が「1 無償（実費負担なし）」であり、「賃金支給の別」が「1 有給（無給部分なし）」であるもののみ合計可。）						17	14	23	41					
「キャリアアップに資する教育訓練」実施にあたって支払う賃金額（1人1時間当たり平均）											2,000			
備考														

※ 1人当たりの平均実施予定時間が、年間概ね8時間に満たない場合、備考欄にその具体的な理由を記載すること

5 上記教育訓練が、キャリアアップに資すると考える理由

段階を踏んだ外部教育訓練機関受講によってヒューマンスキルおよびテクニカルスキル両面の能力を高めて貰うことができる。

無期雇用派遣労働者への中長期的なキャリア形成を考慮に入れた教育訓練の実施	1 有	2 無	備考
--------------------------------------	-----	-----	----

7 上記6の実施にあたってどのようなことを考慮しているのかを具体的に記載すること

資格取得を通じてスペシャリスト育成を促すことにより、各人の中長期的なキャリアアップに繋げられること

8 派遣労働者のキャリアアップ措置に係る教育訓練に用いる施設、設備等の概要

事務所：机1台、椅子4脚、丸椅子5脚、ホワイトボード 及び 外部訓練機関

※ 様式第3号の8欄と異なる場合のみ記載すること

9 教育訓練等の情報を管理した資料の保存期間が労働契約終了後3年以上あること	1 有	2 無
--	-----	-----

10 備考

※労働局記載欄

キャリアアップに資する教育訓練（整理用シート）

派遣業務内容	管工事 施工管理業務
派遣業務の具体的な内容	施設内の機械設備工事に伴う施工管理業務 (安全・品質・工程管理含む)

	入職時～1年目	2年目	3年目	4年目以降
(1)必要とされる共通のキャリアパス（求める人材要件）	各現場のルールを把握し作業員に周知連絡が出来る。 作業着手前に正確な手順で作業環境を整える事が出来る。	既設設備の調査が出来る。 調査後図面化（CAD化）する事が出来る。	小規模施設現場において ・安全対策の計画 ・品質の管理 ・他業種との工程調整 が出来る事。 (安全・品質・工程管理)	大規模施設（諸官庁含む）現場において ・安全対策の計画 ・品質の管理 ・他業種との工程調整 が出来る事。 (安全・品質・工程管理)
(2)(1)に必要なスキル、資質等	酸素欠乏危険作業主任者の知識習得	高所作業車運転技能の知識習得	2級管工事施工管理技士のレベル	1級管工事施工管理技士のレベル
(3)教育訓練内容 （上段：様式3号－2具体的な教育訓練、中段：上段の内容のわかる事項、下段：訓練計画時間）	① 新規採用者訓練 各現場のルールの把握および作業環境の正確な理解 1時間			
	② 酸素欠乏危険作業主任者 技能講習 酸素欠乏危険作業主任者の知識習得 16時間	③ 高所作業車運転 技能講習 高所作業車運転技能の知識習得 14時間	④ 2級管工事施工管理技士の講習 小規模施設の現場管理の技能習得 23時間	⑤ 1級管工事施工管理技士の講習 大規模施設の現場管理の技能習得 27時間
				⑥ 職長・安全責任者教育 作業方法の決定や指導を行うための教育 14時間
(4)期待される教育訓練の効果／到達すべき知識／技量レベル／キャリアアップにつながる理由	酸素欠乏作業主任者技能講習を受講し資格取得する事により、作業着手前手順を理解し、また、危険作業を把握し安全対策を事前に予知能力を習得出来る。	高所作業車等を利用し既設施設内の調査を実施見えない部分を目視し確認し調査後冷媒配管等の図面化（CAD化）する また、高所作業車運転技能の資格取得により高所での危険作業を把握し安全対策を事前に予知能力を習得出来る。	2級管工事施工管理技士の講習を受講する事により、小規模施設での安全・品質・工程管理の能力習得が可能となり また、2級管工事施工管理技士資格取得につながる。	1級管工事施工管理技士の講習を受講する事により、大規模施設での安全・品質・工程管理の能力習得が可能となり また、1級管工事施工管理技士資格取得につながる。